

現況届の提出の 廃止について

国民年金
だより

社会保険庁では、受給者サービスの向上と業務の効率化を図る観点から、現在
お願いしている現況届の提出について、平成18年12月生まれの方から原則廃止し、
住民基本台帳ネットワークを活用した現況確認を行います。

これに伴い、6月生まれの方の現況届から、事前のお知らせが送付になっています。

問い合わせ先

保険年金課 年金係

☎(40)5558

現況届に同封されているお知らせ

表

来年以降、現況届の提出が原則不要となります。(このチラシは事前のお知らせです)

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の皆様の現況確認を行うこととしました。
これにより、あなたの『年金受給権者現況届』の提出は、今回が最後になります。

現行



①誕生月の初め頃に変更届を本人あて送付

②誕生月の末日までに現況届を提出

③引き続き年金を支給



年金受給者

12月生まれの
方から順次実施

変更後



①受給者の現況
確認を依頼

②結果を回答



③現況確認できた
方は引き続き
年金を支給



年金受給者

裏

ご注意ください

例外として、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行えない方については、今後も現
況届の提出が必要となります。

【主な例】

- ・社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方()
- ・外国籍(外国人登録)の方
- ・外国に居住している方

() 該当者については、平成18年10月以降、随時、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付する予定としています。また、平成18年10月以降に社会保険事務所に届出を行うことにより、住民票コードが確認できた場合は、現況届の提出が不要となります。

加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります。

1. 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方については、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要となります。
『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時止まります。
2. 障害の程度の確認については、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要となります。
診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まります。